

障害福祉関係ニュース 平成27年度16号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算333号
(平成28年3月28日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

- 1 改正社会福祉法案の国会審議の状況について …P. 1
～3月23日(水)の参議院本会議にて賛成多数で可決、改めて衆議院での審議へ～

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 改正社会福祉法案の国会審議の状況について
～3月23日(水)の参議院本会議にて賛成多数で可決、改めて衆議院での審議へ～

改正社会福祉法案(社会福祉法等の一部を改正する法律案)の審議状況についてご報告します。

同法案審議については、昨年4月3日に閣議決定され同日に国会(第189回(常会))に上程、7月2日の衆議院厚生労働委員会において可決、31日には衆議院本会議において賛成多数で可決され、参議院に送致されました。しかし、9月27日の会期までには成立とならず継続審査となりました。当初は秋の臨時国会で審議される見通しでしたが、臨時国会の開会が見送られ、今年1月4日より開会された国会(第190回(常会))において改めて審議されていたところです。

3月10日の参議院厚生労働委員会(委員長 自民党 三原じゅん子参議院議員)において塩崎厚生労働大臣による趣旨説明、引き続き同委員会で15日に法案に対する質疑、16日に参考人(全国経営協 武居副会長、他3名)からの意見陳述と参考人質疑が行われました。17日には同委員会で修正議決、15項目に渡る附帯決議が法案に付されました(附帯決議の内容は2～4ページ参照)。23日(水)の参議院本会議において、賛成多数で可決、衆議院に送致されました。

同法案は昨年の国会において衆議院において可決されていますが、同一会期中に両院で可決することが原則であることから、再度衆議院において審議されることとなります。30日(水)の衆議院厚生労働委員会を経て31日(木)の衆議院本会議での可決・成立が、想定される最短のスケジュールです。

厚生労働省の同法案の所管課(社会・援護局福祉基盤課)からは、平成28年4月施行事項に係る政省令等については、成立後ただちに発出するとの説明を受けています。

平成28年4月施行事項は、①閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大、②役員等関係者への特別の利益供与の禁止、③地域における公益的な取組の実施を責務として規定、④所轄庁によ

る指導監督の機能強化（実施事業が県域、市域をまたぐ法人の所轄庁の変更等）、⑤社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し（障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し）、等ですが、⑤については、同制度に加入している障害者支援施設・事業所を経営（運営）する社会福祉法人に対して、同制度の運営を担う独立行政法人福祉医療機構より、参議院本会議での可決を目途に取扱いについての案内をすすめる旨の説明を福祉基盤課から受けています。詳細については、福祉医療機構にお問い合わせください。

なお、⑤に関し、法施行以降の新規採用職員を同制度に加入させない場合は、施行日までに手続きが必要です。福祉基盤課からの説明では、対象となる社会福祉法人に対しては今年 1 月に福祉医療機構より案内済とのことですが、手続きがまだの法人は漏れのないようご注意ください。

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成 28 年 3 月 17 日参議院厚生労働委員会

（※昨年の衆議院での附帯決議に記載のない内容は事務局において_____を引いています）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入等、新たに様々な負担も懸念される。このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に万事遺漏なきを期すこと。また、人材の確保が困難な地域にある法人についても必要な配慮を行うこと。さらに、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材を育成するため、自治体等が行う研修等の取組に対して必要な支援を行うこと。
- 二 事業運営の透明性の向上を図るため、都道府県による財務諸表等の収集、分析及び活用並びに国による全国的なデータベースの整備に当たっては、一般国民、特に利用者が社会福祉法人の経営状況を了知でき、かつ、外部評価に耐えられる内容となるよう、分かりやすい評価尺度を作成し、公表すること。
- 三 いわゆる内部留保の一部とされる社会福祉法人が保有する純資産の額から事業の継続に必要な財産額を控除等した「社会福祉充実残額」の算出に当たっては、社会福祉法人の経営に支障を来すものとならないよう、事業の継続に必要な財産額が適切に算定されるようにすること。また、他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を所轄庁から所管法人に示すよう要請することにより、「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成するに当たって、他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を斟酌した上で、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇が確保されていることを確認することの重要性の周知を徹底すること。
- 四 事業の継続に必要な財産が確保できない、財産の積立不足が明らかな法人に対しては、必要な支援について検討すること。
- 五 地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応等、本来の社会福祉事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにするとともに、社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。

- 六 社会福祉法人の所轄庁については、指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていること、社会福祉充実計画の承認等の新たな事務が増えることから、所轄庁に対し適切な支援を行うとともに、一部の地域において独自の取扱いが散見されとの指摘もあることに鑑み、また指導監督が法定受託事務であることを踏まえ、指導監督に係る国の基準を一層明確化することで、その標準化を図ること。
- 七 社会福祉法人の提供するサービスの質の確保に当たっては、高い能力を発揮する人材の雇用及び職員全体で職務を補い合う業務体制の確立が求められることから、社会福祉法人において労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令の確実な遵守並びに業務に関する規程の整備及び運用がなされるよう、所要の措置を講ずること。
- 八 現下の社会福祉事業における人材確保が困難な状況に鑑み、介護人材を始めとする社会福祉事業等従事者の離職防止に資する措置を講ずるとともに、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確保のための必要な措置について検討すること。また、介護人材の現状を正しく把握し、必要な人材を養成・確保するに当たっては、その量のみならず質についても適切に評価できる手法を検討すること。
- 九 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止に当たっては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないよう、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討すること。また、公費助成の廃止の対象となった法人に対し、社会福祉事業を担う人材の確保に当たって退職金が果たす役割の重要性の周知を徹底すること。
- 十 准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、早急にフィリピン側と協議を行う等の対応を行うとともに、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について介護福祉士への統一化も含めた検討を速やかに行い、所要の措置を講ずること。
- 十一 介護職員の社会的地域の向上のため、介護福祉士の養成施設ルートの国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていけるよう、引き続き対策を講じること。
- 十二 将来的に福祉職、介護職に就く人材を増やすべく、現在中学・高校教育における福祉及び介護に関わるインターンシップの体験率が必ずしも高くない状況も勘案し、関係府省と連携して、福祉及び介護に関わる基礎的理解と経験が得られるよう努めること。
- 十三 介護職員の処遇については、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律（平成二十六年法律第九十七号）等により処遇改善に関する措置が行われてきたことを踏まえ、人材確保に支障を来さぬよう処遇改善に資する措置など必要な措置を講ずるとともに、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。
- 十四 介護職員が抱える心的・精神的負担に対する支援については、介護労働がいわゆる燃え尽き症候群を引き起こす例が見られることから、今後にも必要な調査を行うことにより介護現場の実態を適切に

把握した上で、産業保健等によるメンタル面からのサポートについて幅広い観点から検討を行い、施設の労働環境を評価できる仕組みの構築を含めた所要の措置を講ずること。

十五 本法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第六条の四の規定に基づき、育児休業、介護休業に準ずる休業を厚生労働省令で定めるに当たっては、雇用は継続しているものの、やむを得ず介護の実務に就くことができない場合、倒産や事業の縮小・廃止等の本人の責めによらない離職の場合、疾病等により雇用されること自体が困難な場合など実務に従事できないことにやむを得ない理由があると認められる場合について、適切に配慮すること。

[参議院] トップ>議案情報>附帯決議

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/futai_ind.html※ ページ内の中段あたりの「福祉分野」の箇所に掲載されています。